

魚津市告示第15号

魚津市地域生活支援拠点（にいかわ障がい者地域生活支援ネットワーク）等事業実施要綱を次のように定める。

令和6年1月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域生活支援拠点（にいかわ障がい者地域生活支援ネットワーク）等事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の高齢化・重度化又は親亡き後等に備え、障害者等の地域での生活を支援するため、本市、黒部市、入善町及び朝日町内の複数の機関が機能を分担して障害者等への支援を行う魚津市地域生活支援拠点（にいかわ障がい者地域生活支援ネットワーク）等事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に定める障害者をいう。

（2） 障害児 児童福祉法（昭和22年法第164号）第4条第2項に定める障害児をいう。

（3） 保護者 児童福祉法第6条に定める保護者をいう。

（4） 地域生活支援拠点等 地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された拠点等のうち、居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

（地域生活支援拠点等の機能）

第3条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を備えるものとする。

（1） 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常

- 時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要
なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制
等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入
れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、
共同生活援助等の障害福祉サービスの利用、一人暮らしの体験の機会・
場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障害を有
する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う
ことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域生活支援事業実施要綱（地域生活支援事
業等の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社
会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙1）における障害者相談支援事
業並びに法第5条第18項に定める特定相談支援事業及び一般相談支援事
業等を活用し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確
保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（実施主体）

第4条 この事業の実施主体は、魚津市とする。ただし、前条各号の機能に
ついては、第6条第3項の規定により認定を受けた事業所と連携し、実施
する。

（対象者）

第5条 この事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するもの
とする。

- (1) 本市に居住する障害者で、市外の他市町村による法第19条第1項
に定める介護給付費等の支給決定（以下「介護給付費等の支給決定」と
いう。）又は法第51条の5第1項に定める地域相談支援給付決定（以下
「地域相談支援給付決定」という。）を受けていないもの
- (2) 本市による介護給付費等の支給決定を受けている障害者
- (3) 本市による地域相談支援給付決定を受けている障害者
- (4) 障害児の保護者で、市内に居住しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
（地域生活支援拠点等事業所の認定等）

第6条 地域生活支援拠点等の機能の全部又は一部を担う事業所（以下「地
域生活支援拠点等事業所」という。）として認定を受けることができる事
業所は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）に規定する運営規程又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）に、地域生活支援拠点等の機能を行う事業所であることを規定していること。

（2） 次に掲げるいずれかの指定を受けていること。

ア 法第36条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定又は法第38条第1項の規定による指定障害者支援施設の指定

イ 児童福祉法第21条の5の15第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定又は同法第24条の9第1項の規定による指定障害児入所施設の指定

ウ 法第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者の指定

2 地域生活支援拠点等事業所としての認定を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、魚津市地域生活支援拠点等事業所認定（変更認定）申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 運営規程の写し

（2） 運営規程の変更届出書の写し

（3） 前項第2号に掲げるいずれかの指定を受けていることを証する書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定すると決定したときは、魚津市地域生活支援拠点等事業所認定（変更認定）書（様式第2号。以下「認定書」という。）を申請者に交付し、認定しないと決定したときは、理由を付し、文書でその旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により認定書を交付したときは、黒部市、入善町及び朝日町に当該認定書の写しを送付するものとする。

5 第3項の規定により認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）は、地域生活支援拠点等の趣旨及びそれが担う役割を十分に理解した上でサービスを提供するものとし、当該サービスに係る報酬の算定が可能となった場合には、適切に請求するものとする。

6 認定事業所は、認定の内容に変更が生じたときは、速やかに認定申請書を市長に提出しなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の変更について準用する。

8 認定事業所は、当該認定を廃止するときは、その1か月前までに市長に

魚津市地域生活支援拠点等事業所廃止届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

（認定の取消し）

第7条 市長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（1） 前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（2） 不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が認定事業所として不相当と認めたととき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付し、文書でその旨を認定事業所に通知するとともに、黒部市、入善町及び朝日町に当該文書の写しを送付するものとする。

（書類の保存）

第8条 認定事業所は、運営記録等の書類を整備し、認定に係る事業を実施した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

（報告及び検査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業所に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して運営記録その他の関係書類を検査させることができる。

（秘密の保持）

第10条 認定事業所の職員等は、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第6条の規定による地域生活支援拠点等事業所の認定等その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

魚津市地域生活支援拠点等事業所認定（変更認定）申請書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者
（設置者）

所在地	〒 ー	
フリガナ		
名称		
代表者		
連絡先	電話番号	
	FAX番号	

地域生活支援拠点等事業所として認定（変更認定）を受けたいので、魚津市地域生活支援拠点（にいかわ障がい者地域生活支援ネットワーク）等事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

区 分		1 新規	2 変更	
		※該当する区分を○で囲んでください。		
定） を 受 け よ う と す る 事 業 所 と し て 認 定 （ 変 更 認 定）	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	〒 ー		
	連 絡 先	電話番号		FAX番号
		メールアドレス		
	事業所番号			
	事業の種類			
	地域生活支援拠点等として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり ※該当する機能を○で囲んでください。		
開始予定日	年 月 日			

備考

- 魚津市地域生活支援拠点（にいかわ障がい者地域生活支援ネットワーク）等事業実施要綱第6条第2項各号に掲げる書類を添付してください。
- 「地域生活支援拠点等事業所として認定（変更認定）を受けようとする事業所」欄は、事業所ごとに記入してください。（別様可）

様式第2号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

魚津市地域生活支援拠点等事業所認定（変更認定）書

（申請者）

様

年 月 日付けで認定（変更認定）の申請のあった地域生活支援拠点等事業所について、下記のとおり認定（変更認定）します。

年 月 日

魚津市長



記

開始・変更	年 月 日			
事業所名称				
所在地	〒 ー			
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			
事業所番号				
事業の種類				
地域生活支援拠点等として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり			

様式第3号（第6条関係）

魚津市地域生活支援拠点等事業所廃止届出書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者
(設置者)

所在地	〒 ー	
フリガナ		
名称		
代表者		
連絡先	電話番号	
	FAX番号	

地域生活支援拠点等事業所としての認定を廃止するので、魚津市地域生活支援拠点（にいかわ障がい者地域生活支援ネットワーク）等事業実施要綱第6条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

地域生活支援拠点等事業所の認定を廃止する事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	〒 ー			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		メールアドレス			
	事業所番号				
	事業の種類				
	地域生活支援拠点等として認定を受けた機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり ※該当する機能を○で囲んでください。			
廃止予定日	年 月 日				

備考 「地域生活支援拠点等の事業を廃止する事業所」欄は、事業所ごとに記入してください。（別様可）